

- 5 前項ただし書の軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。
- (1) 当該施設の処理能力が10パーセント以上の変更を伴うもの
 - (2) 当該施設の位置又は処理方式の変更
 - (3) 当該施設の構造及び設備に係る変更であって次のアからカまでに掲げる施設の種別上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
 - ア 汚泥の脱水施設 脱水機
 - イ 汚泥の乾燥施設 乾燥設備
 - ウ 焼却施設 燃焼室
 - エ 廃油の油水分離施設 油水分離設備
 - オ 廃酸又は廃アルカリの中和施設 中和槽
 - カ 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設 破碎機
 - (4) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。）
 - (5) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）
 - (6) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項の変更（当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。）
 - (7) 前2号のほか、当該施設の維持管理に関する事項の変更
 - (8) その他知事が適当と認める変更

第23条の見出しを「(工事着工等)」に改め、同条第1項中「前条第5項の通知を受けた事業者等は、」を「前条第6項の事前協議終了通知書の交付を受けた事業計画書等提出者は、その」に、「別記第13号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条第2項中「事業者等」を「前項の事業計画書等提出者」に、「終了」を「完了」に、「別記第14号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条第3項第1号中「についての」を「を明らかにする」に改め、同条に次の1項を加える。

4 事前協議者は、事業計画を中止するときは、事業計画中止届出書(別記第21号様式)を保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

第24条の見出し中「処理施設」を「施設」に改め、同条中「事業者等は、処理施設を設置するときには、その施設」を「産業廃棄物の処理の用に供する施設」に改める。

第25条の見出しを「(施設の設置等の届出)」に改め、同条第1項を次のように改める。
 産業廃棄物の処理の用に供する施設(産業廃棄物の処理を業として行わない事業者が自らの事業により生ずる産業廃棄物に限り処理するために当該事業場内に設置するもので、産業廃棄物処理施設以外のものに限る。)で、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める処理能力を有するもの(以下「届出対象施設」という。)を設置しようとする者(当該各号に定める処理能力を有していない施設を当該各号に定める処理能力に増強しようとする者を含む。)は、事前に届出対象施設の設置届出書(別記第22号様式)を保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

- (1) 脱水施設 1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
- (2) 乾燥施設(天日乾燥施設を除く。) 1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
- (3) 天日乾燥施設 50立方メートル以上のもの
- (4) 焼却施設 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
- (5) 油水分離施設 1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
- (6) 中和施設 1日当たりの処理能力が20立方メートル以上のもの
- (7) その他の施設 1日当たりの処理能力が2トン以上のもの

第25条第2項中「処理施設」を「当該施設」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項の届出書の提出を行った者は、当該届出に係る事項について変更しようとするときは、届出対象施設の届出事項変更届出書(別記第23号様式)を保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

4 第23条第1項、第2項及び第4項の規定は、第1項又は前項の届出書の提出を行った者に係る当該届出対象施設の工事の着工及び完了並びに事業計画の中止の手續については準用する。この場合において、同条第1項中「前条第6項の事前協議終了通知書の交付を受けた事業計画書等提出者」及び同条第2項中「前項の事業計画書等提出者」とあるのは「第1項又は前項の届出書の提出を行った者」と、同条第4項中「事前協議者」とあるのは「第1項又は前項の届出書の提出を行った者」と読み替えるものとする。

第25条第5項を削る。
 第5章中第30条を第32条とし、第29条を第31条とし、第28条の表を次のように改め、同条を第30条とする。

項 目	提 出 部 数
1 廃棄物管理計画	2部
2 事故措置完了報告書	3部

3 県外産業廃棄物搬入事前協議書	2 部
4 県外産業廃棄物処理実績報告書	2 部
5 産業廃棄物県外搬出届出書	2 部
6 産業廃棄物県外搬出実績報告書	2 部
7 施設設置に係る事業概要書、同事業計画書及び同事業計画変更届出書	3 部に関係市町村数を加えた部数
8 施設変更に係る事業概要書、同事業計画書及び同事業計画変更届出書	3 部に関係市町村数を加えた部数
9 施設譲受け等に係る事業概要書、同事業計画書及び同事業計画変更届出書	3 部に関係市町村数を加えた部数
10 施設転用に係る事業概要書、同事業計画書及び同事業計画変更届出書	3 部に関係市町村数を加えた部数
11 工事着工届出書及び工事完了報告書	3 部
12 事業計画中止届出書	3 部
13 届出対象施設の設置届出書	3 部
14 届出対象施設の届出事項変更届出書	3 部
15 施設廃止届出書	3 部
16 産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置状況報告書	3 部
17 産業廃棄物処理実績報告書	3 部

第 27 条第 1 項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第 2 号中「排出事業者及び処理業者」を「事業者」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「処理施設」を「産業廃棄物の処理の用に供する施設」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第 17 条から第 17 条の 3 までの規定による報告又は届出をせず、若しくは虚偽の報告又は届出をした者

第 27 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 13 条に規定する事故時等の措置を講じない事業者

第 27 条第 2 項を削り、同条を第 29 条とする。

第 26 条中「事業者等」を「事業者」に改め、同条を第 28 条とする。

第 4 章中第 25 条の次に次の 2 条を加える。

(施設の廃止)

第 26 条 産業廃棄物の処理の用に供する施設（産業廃棄物処理施設を除く。）の所有者（所有者以外の者が正当な権限を有し当該施設を使用している場合は、当該使用者）は、当該施設をその用に供しないこととしたときは、施設廃止届出書（別記第 24 号様式）を保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

(施設処理実績の報告)

第 27 条 産業廃棄物の処理の用に供する施設（中間処理施設及び最終処分場に限る。）の所有者（所有者以外の者が正当な権限を有し当該施設を使用している場合は、当該使用者）は、毎年 6 月 30 日までに、次に掲げる書類を保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

(1) その年の 3 月 31 日における当該施設の設置状況を記載した産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置状況報告書（別記第 25 号様式）

(2) その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の当該施設に係る産業廃棄物の処理実績等を記載した産業廃棄物処理実績報告書（別記第 26 号様式）

別記第 1 号様式から別記第 18 号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第13条関係）

事故措置完了報告書

年 月 日

熊本県知事

様

報告者 干 TEL FAX

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり事故等の措置を完了しましたので、熊本県産業廃棄物指導要綱第13条第3項の規定により報告します。

事故の発生場所	
事故発生日時	年 月 日 時 分頃
措置の完了日	年 月 日 時 分頃
事故の概要	
環境への影響等 周辺の被害状況	
事故措置の概要	

注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

2 事故等の発生場所及びその影響を受けた範囲を記載した書類と図面を添付すること。

3 産業廃棄物の事故量、流出量等とその措置方法等についても、「事故措置の概要」に記入すること。

別記第2号様式（第14条関係）

県外産業廃棄物搬入（新規・変更）事前協議書

年 月 日

熊本県知事

様

協議者 〒 TEL FAX

住所
氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり県外産業廃棄物の搬入（新規・変更）を行いたいので、熊本県産業廃棄物指導要綱第14条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。

排 出 事 業 場	氏 名 又 は 名 称		
	所 在 地		
	担当部署・担当者名		
熊本県内へ搬入を行う理由(変更の理由)			
搬入の予定期間	年 月 日から		年 月 日まで
搬 入 を 行 う 産 業 廃 棄 物	種 類	数 量	処 分 方 法
		t / 年 m ³ / 年	
		t / 年 m ³ / 年	
搬 入 及 び 処 理 の 内 容 等	搬入方法	(自己・委託) 運搬 委託業者 名称： 住所：	
	搬入経路		
	処分業者	業 者 名： 処分に要する施設： 施設の(残余)能力：	
	処 理 量 (処分施設ごと)		

注 1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

2 添付書類

- ①当該排出事業場の業務概要を記載した書類
- ②製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び産業廃棄物の排出工程図若しくはこれらに類する図面等
- ③搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図
- ④委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者等の委託契約案
- ⑤産業廃棄物並びに運搬車両及び運搬容器のカラー写真
- ⑥搬入する産業廃棄物の分析証明書（有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前協議書を提出しようとする日前60日以内に検査を実施したものに限り。）
- ⑦委託処理の場合は、委託を予定している処理業者等の許可証の写し
- ⑧処分を予定している処理業者等が作成した産業廃棄物の処分計画書（別記第3号様式）
- ⑨処理業者の中間処理施設からの産業廃棄物については適正処理確認申告書（別記第4号様式）

別記第3号様式（第14条関係）

産業廃棄物の処分計画書

年 月 日

排出事業者 様

処分者 〒 TEL FAX
 住 所
 氏 名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり熊本県産業廃棄物指導要綱第14条第2項第8号に規定する産業廃棄物の処分計画書（年度分）を作成しましたので、提出します。

産業廃棄物処理施設		施 設 の 種 類				
		所在地				
		処分方法				
		処理能力		（中間処理施設） $t \cdot m^3 / 日$ （ 時間） （最終処分場） 残余容量 m^3		
年度処分を予定して る産業廃棄物の種類 及び数量	廃棄物の種類	区分	処分予定量 (年間計画量)	年度の既処分量 年 月 日現在	貴社受託量	県外廃棄物の 受託割合
		県内物	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$		
		県外物	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	
		合 計	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$		
		県内物	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$		
		県外物	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	
		合 計	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$		
		県内物	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$		
		県外物	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	
		合 計	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$		
	合 計	県内物	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$		
		県外物 ①	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	
合 計 ②		$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	$t \cdot m^3$	%	

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 注2 産業廃棄物処理施設の種類ごとに作成すること。
 注3 県外廃棄物の受託割合(%)は、割合(①/②×100)を記入すること。

別記第4号様式（第14条関係）

適 正 処 理 確 認 申 告 書

次のとおり熊本県産業廃棄物指導要綱第14条第2項第9号に規定する産業廃棄物の適正処理について、確認いたしましたので申告します。

確 認 項 目	確 認 内 容	施設の立入確認検査
1 処分方法及び処理能力の確認（他者の委託状況、受託計画等）	<input type="checkbox"/> 施設の種類 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 処分方法 <input type="checkbox"/> 処理能力 <input type="checkbox"/> 他社の委託状況（何社、何トン） ＊確認状況写真等を添付すること。	年月日： 年 月 日 確認者：職 氏名 ⑩ 応対者：職 氏名 ⑩
2 処分業者への委託が中間処理の場合、最終処分方法、最終処分量及び残さの処分先の確保ができていないか。	<input type="checkbox"/> 最終処分方法 <input type="checkbox"/> 最終処分量 <input type="checkbox"/> 残さの処分先	年月日： 年 月 日 確認者：職 氏名 ⑩ 応対者：職 氏名 ⑩
3 その他参考事項		年月日： 年 月 日 確認者：職 氏名 ⑩ 応対者：職 氏名 ⑩

注 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

別記第5号様式（第15条関係）

県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書

廃対第 号
平成 年 月 日住 所
氏 名
代表者

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 年 月 日付けで協議のありました県外産業廃棄物の搬入については、下記のとおり事前協議を終了しましたので通知します。

記

- 1 搬入の期間
平成 年 月 日から 平成 年3月31日まで
排出事業所
- 2 搬入する産業廃棄物の種類等
種 類
処 理 量
処理方法
処分業者
- 3 搬入の条件
 - (1) 県外産業廃棄物の熊本県内への搬入においては、産業廃棄物の種類・処理方法・処理量等の承認された内容を守ること。なお、協議の内容を変更しようとする場合は、再度、事前協議を行うこと。
 - (2) 県外産業廃棄物の収集運搬及び処分については、マニフェストを運搬車両1台につき1部を使用し、処分終了後速やかに「D票の写し」を「環境生活部廃棄物対策課」まで送付すること。
 - (3) 収集運搬車両の変更は、あらかじめ変更届出を行ってから運搬車両として使用すること。
 - (4) 収集運搬及び熊本県内における処理等において、事故又は災害等によって県外産業廃棄物が流出した場合は、事故等の復旧に努め、復旧後速やかに事故等の内容を報告すること。
 - (5) 協議に係る県外産業廃棄物の処分の状況を記載した「県外産業廃棄物処理実績報告書（熊本県産業廃棄物指導要綱第17条別記第6号様式）」を、平成 年6月30日までに「環境生活部廃棄物対策課」に提出すること。

別記第6号様式（第17条関係）

県外産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 〒 TEL FAX
 住所
 氏名 印
 （法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり熊本県において県外産業廃棄物処理いたしましたので、熊本県産業廃棄物指導要綱第17条の規定により処理実績を報告します。

排出事業場	氏名又は名称		
	住 所	TEL	担当者名
協議終了通知年月日及び番号	年 月 日	第	号
処 理 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
産業廃棄物の種類	処 理 実 績 (t ・ m ³ / 年)	運 搬 者	処 分 者
	t / 年 m ³ / 年		
	t / 年 m ³ / 年		
	t / 年 m ³ / 年		
	t / 年 m ³ / 年		

- 注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。
 2 実績報告には、協議に係る産業廃棄物の「有害物質等の溶出試験結果」並びに収集運搬及び処分の「委託契約書」を添付すること。

別記第7号様式（第17条の2関係）

産業廃棄物県外搬出届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 〒 TEL FAX

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり産業廃棄物を県外に搬出しますので、熊本県産業廃棄物指導要綱第17条の2の規定により届け出ます。

	名 称		
排 出 事 業 場	住 所	TEL	担当者名
熊本県外へ搬出する理由			
搬 出 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
搬出する産業廃棄物の種類	搬 出 量 (t ・ m ³ / 年)	運 搬 者 (許 可 番 号)	処 分 者 (氏 名 所 在 地) (処 分 方 法)
	t / 年 m ³ / 年		
	t / 年 m ³ / 年		
	t / 年 m ³ / 年		

注1 記入する欄に記載できないときは、別紙を使って記入すること。

2 運搬者及び処分者が許可業者の場合、許可証の写し及び委託契約書案を添付すること。